

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

茨城厚生年金 事案 1133

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 5 年 5 月 16 日まで

年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、A社の記録において、平成3年10月1日から5年5月16日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられている旨の回答を受けた。申立期間当時の給与明細書から、記録より多い給与を受けていたことが確認できるので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成5年6月30日より後の同年7月15日付けで、3年10月1日に遡^{そきゅう}及して訂正され、34万円に引き下げられ、さらに、6年1月14日付けで、4年10月1日に遡及して訂正され、26万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間の給与明細書により、申立人は、申立期間において、遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与の支給を受けていたことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿閉鎖謄本により、申立人は申立期間に同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時のA社の代表者から、標準報酬月額を引き下げる届出は、自身が社会保険事務所と相談の上行った旨及び申立人は営業担当取締役であった旨の証言が得られた。

また、申立期間当時のA社の取締役であり、申立人と同様に標準報酬月額の

引き下げ処理が行われている者からは、そのような処理を行ったことは全く知らなかった旨及び申立期間当時、社会保険関係事務は代表者が担当しており、自身及び営業担当取締役であった申立人は全く関与していなかった旨の証言が得られ、これらのことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の申立期間①における標準報酬月額に係る記録を訂正し、申立期間①及び②に係る標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 11 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成11年4月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額が、受け取った給与の金額と大きく相違している旨の回答を受けた。

このため、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を厚生年金保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、平成11年7月12日付けで、同年4月1日に遡及して訂正され、11万円そきゅうに引き下げられていることが確認できる。

一方、申立期間について、申立期間以前の事業主から、申立期間の事業主が、資金繰り等を含む、経営に係るすべてを行っていた旨の証言が得られた

ほか、申立期間の事務担当者及び同僚から、社長が給与等を決めており、ワンマン経営であった旨の証言が得られたことから、申立人が標準報酬月額の変及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

また、申立期間の事業主からは、「申立期間当時は、大きな仕事を受注できなかったため、資金繰りが厳しく、厚生年金保険料の滞納もあったと思う。」旨の証言が得られた。

さらに、オンライン記録により、申立期間にA社において厚生年金保険に加入していた者5人についても、申立人と同様、遡及して標準報酬月額の変及訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立人からA社の給与明細書（平成11年6月分から同年12月分）が提出されているところ、申立期間①及び②の事業主から、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除方式について、翌月控除であった旨の証言が得られた。
- 3 申立期間①について、当該給与明細書（平成11年6月分から同年10月分まで）により、申立期間のうち、平成11年5月から同年9月までの期間については、上記訂正後のオンライン記録上の標準報酬月額より高い額に対応する保険料額（標準報酬月額30万円相当）が控除され、同記録上の標準報酬月額より高い額の給与（標準報酬月額30万円相当）を受けていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成11年4月については、給与明細書が無いものの、申立人から提出された預金通帳により、同年4月分及び同年5月分の給与が支給されていることが確認できるとともに、給与明細書により確認できる同年6月分の給与と比較して、当該期間における給与支給額に大きな差異が無いことから、当該期間における保険料控除額は、同年5月から同年9月までの期間における保険料控除額と同額であったものと推認できる。
- 4 申立期間②について、当該給与明細書（平成11年11月分及び同年12月分）により、オンライン記録上の標準報酬月額より高い額に対応する保険料額（標準報酬月額30万円相当）が控除され、同記録上の標準報酬月額より高い額の給与（標準報酬月額30万円相当）を受けていることが確認できる。
- 5 したがって、申立期間①及び②に係る申立人の標準報酬月額については、

給与明細書において確認できる保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成3年12月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成3年4月から同年9月までを34万円、同年10月及び同年11月を47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月12日から同年12月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成3年4月12日から同年12月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間にA社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人のA社の離職年月日は平成3年11月30日であることが確認できる上、同僚二人から、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していた旨の証言が得られた。

一方、オンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格記録については、当初、平成3年10月1日付けで標準報酬月額の定時決定が行われていたところ、4年3月10日付けで当該定時決定が取り消されている上、3年4月12日まで遡^{そきゅう}及して被保険者資格喪失日が訂正されていることが確認できるほか、同日に、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われていることが確認できる。

また、当該記録訂正前の処理及び同僚の証言のほか、申立人と同様に資格喪失日が遡^{そきゅう}って訂正されている者が5人いることが確認できることから、申立期間において、A社は適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、上記のよ

うな記録訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である平成3年12月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録から、平成3年4月から同年9月までは34万円、同年10月及び同年11月は47万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係るA社における被保険者資格の取得日は昭和25年8月1日、喪失日は同年9月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
年金事務所に夫の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和25年8月1日から同年9月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

夫は入社してから継続して勤務しており、社員名簿(昭和25年5月現在)により、申立期間にA社に勤務していたことが確認できるほか、申立期間当時、同社本社から同社B出張所に転勤したことを記憶している。

このことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和22年11月1日(旧失業保険制度開始時)、離職日が54年5月31日となっている旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社はC社に承継されているところ、同社の人事関連業務を請け負っている、D社から提出された社員原簿により、申立人は申立期間にA社B出張所に在籍していたことが確認できる。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時、申立人がA社本社から同社B出張所に転勤した旨を主張しているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳

では、申立期間に係る被保険者記録として、資格喪失日の記載は無いものの、同社において、昭和 25 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の記載を確認できるほか、同社B出張所において、同年 9 月 1 日に同資格を取得した旨の記載を確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社の被保険者として、同社B出張所に勤務していたものと認めることができ、申立人の申立期間に係る同社における被保険者資格の記録を、上記被保険者台帳から、取得日は昭和 25 年 8 月 1 日、同被保険者台帳の同社B出張所における取得日の記載から、喪失日は同年 9 月 1 日とする必要が認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳から、8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立期間のうち、昭和57年8月から58年2月までを24万円、同年3月から59年1月までを26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月1日から59年2月12日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和57年8月1日から59年2月12日までの標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う額と相違していることが判明した。

しかし、申立期間中、A社に勤務し、給与に見合う厚生年金保険料が控除されていたはずである。

このため、申立期間の標準報酬月額について、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和57年8月の随時改定により、24万円から11万円に減額されているところ、同期間に同じ勤務場所に勤務していたとして、申立人が名前を挙げた同僚においても、同年10月の定時改定により、同年10月から59年1月までに係る標準報酬月額が24万円から10万4,000円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、上記同僚から提出された給与支払明細書では、昭和57年10月から59年1月までの期間において、上記定時改定後の標準報酬月額（10万4,000円）に相当する給与支給額よりも高額な給与が支給され、当該標準報酬月額に相当する保険料よりも高額な保険料が控除されていることが確認でき、当該期間のうち、57年10月から58年2月までの期間については標準報酬月額（24万円）に相当する保険料、同年3月から59年1月までの期間については標準報酬月額（26万円）に相当する保険料が控除されていることが確認で

きる。

したがって、申立てに係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたかについては、これを確認できる資料は無いものの、上記同僚の厚生年金保険料の控除の状況から、申立人の昭和57年8月から58年2月までの厚生年金保険料は、当該随時改定前の標準報酬月額（24万円）に見合う保険料が、同年3月から59年1月までの期間については、当該同僚の標準報酬月額（26万円）に相当する保険料が控除されていたものと推認できる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、昭和57年8月から58年2月までを24万円、同年3月から59年1月までを26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、上記給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和50年4月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月28日から50年4月26日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和49年12月28日から50年4月26日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間について、給与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る雇用保険の加入履歴について、労働局に照会したところ、申立人が、A社と考えられる事業所において、昭和47年11月1日に被保険者資格を取得し、50年4月25日に離職した記録がある旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る被保険者名簿により、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である昭和50年3月16日より後の同年5月16日に被保険者資格喪失届が提出され、49年12月28日にさかのぼって被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、上記被保険者名簿により、役員2人及び同僚5人についても、申立人と同様に、50年5月16日に被保険者資格喪失届が提出され、さかのぼって被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和50年3月16日以降の期間については、A社は厚生年金保険の適用事業所ではないものの、同社の被保険者のうち、最後に被保険者資格喪失届が提出された者の日付が同年5月16日であるところ、同日時点で、被保険者数は申立人を除いて7人であったことが確認できることから、申立期間において同社は適用事業所としての要件を満たしていたものと認め

られる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について昭和49年12月28日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社に係る雇用保険の記録における離職日の翌日である50年4月26日であると認められる。

また、昭和49年12月から50年3月までの標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者名簿における49年11月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和19年2月1日に、資格喪失日に係る記録を20年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月1日から20年11月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B事業所に勤務していた昭和19年2月1日から20年11月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和19年2月1日にA社C事業所から同社B事業所に転勤し、20年10月末日まで同社同事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、同社D事業本部から、申立人は、同社に昭和16年12月8日に入社し、20年10月31日に退職したとする証明書が提出されたことから、申立人が申立期間に同社B事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社D事業本部の総務担当者から、当時の資料は残っていないが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと思われる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同年代の同僚の昭和19年2月の記録から、150円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、A社は、これを確認できる関連資料が無いため、不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年2月から20年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月27日から同年6月10日まで
年金事務所に照会したところ、A社B事業所に勤務していた期間のうち、昭和41年5月27日から同年6月10日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和41年6月10日付けで、A社B事業所から同社C事業所に転勤しており、申立期間に同社B事業所に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録の写しにより、申立人が、昭和38年8月1日から41年6月9日まで、A社B事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社から、申立期間における社会保険の取扱いについて、各事業所ごとに加入し、各事業所が届出事務等を行っていたが、給与計算及び社会保険料控除については、本社にて一括して行っていた旨のほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和41年4月の標準報酬月額から、5万2,000円とするのが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社はこれを確認できる関連資料が無いため、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

茨城厚生年金 事案 1141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで
② 昭和 40 年 5 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 4 月 1 日から 61 年 12 月 25 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた昭和39年4月1日から40年5月1日までの期間並びにC社に勤務していた同年5月1日から44年4月1日までの期間及び58年4月1日から61年12月25日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

各事業所において、営業（販売担当者）として勤務していたことは間違いないので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に照会したところ、申立期間当時、販売担当者は、委任販売契約として勤務する個人事業主扱いで、社会保険には加入させていなかった旨のほか、正社員のみを登載している「労働者名簿」に、申立人の名前は見当たらない旨の回答が得られた。

また、A社B支店に係る被保険者原票綴により、申立期間において名前を確認できた同僚のうち、存命中で連絡先の判明した4人に照会したところ、3人から回答があり、社会保険関連の事務を担当していた者を含む2人から、申立期間当時、営業職（販売担当）は、正社員扱いではなかったため、社会保険に加入していなかった旨の証言が得られた。

さらに、上記被保険者原票綴には、申立人の原票は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

2 申立期間②について、C社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、名前を確認できた者のうち、同社本社が社会保険の適用を本社一括とした昭和39年10月1日以前から、同社D支店及び同社E支店（C社D支店の承継事業所）において継続して被保険者資格を有していた者11人のう

ち、存命中で連絡先の判明した6人に照会したところ、4人から回答があり、そのうち、同社B支店において支店長を務めていた者から、申立人が同社同支店に勤務していた旨の証言が得られた。

一方、上記回答のあった4人のうち、1人から、営業職の者について、委託販売契約であったため、入社と同時に社会保険に加入する取扱いではなかった旨のほか、一定の条件を満たさなければ、正社員とはなれないため、社会保険に加入することができなかった旨の証言が得られた。

また、前述の証言に加えて、申立人は、委託販売員であったため、社会保険の加入対象者ではなかった旨の証言が得られた。

さらに、申立期間に係るF社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

- 3 申立期間③について、F社(昭和48年12月、C社から名称変更、現在は、G社)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の始期に近接した時期に被保険者資格を取得し、申立期間中も被保険者資格を有していた者20人のうち、存命中で連絡先の判明した12人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

また、上記回答のあった同僚のうち、営業職であった一人から、申立期間に営業職であった者について、入社と同時に社会保険に加入する取扱いではなかった上、一定の条件を満たさなければ、正社員にはなれず、社会保険に加入することができなかった旨の証言が得られた。

さらに、同僚照会の結果判明したF社本社人事部及び同社営業部に勤務していた同僚二人からも同様の証言が得られた。

加えて、G社に照会したところ、F社に係る資料は廃棄済みであるため、申立人の勤務状況及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間に係るF社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

- 4 労働局からは、各申立期間における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

- 5 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月10日から31年9月11日まで
年金事務所に父の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた昭和22年6月10日から31年9月11日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和22年6月10日以降、A社、C社D支局及びB社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子が名前を挙げた者の妻から、申立人は、それほど長い期間ではないがA社に勤務していた旨の証言が得られた。

一方、B社からは、申立人の申立期間に係る勤務状況については確認できない旨の回答が得られた。

また、B社の担当者から、申立期間当時の「健康保険加入台帳」では、申立人の名前は見当たらない旨のほか、当時、現場の従業員や運転手の中には、社会保険に加入していない者がいたと聞いている旨の証言が得られた。

さらに、B社が、厚生年金保険の適用事業所に該当した日である昭和26年4月1日に被保険者資格を取得した8人のうち、連絡先が確認できた7人に照会したところ、6人から回答が得られたものの、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険加入についての具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立期間に係るA社、C社D支局、同社E事務所及びB社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていることを認めることはできない。